

Q & A

Q 世帯収入や資産、学修意欲等の要件を満たせば支援の対象になるのですか。

A. 学修意欲等の他にも、高等学校等を卒業してから大学等に入学するまでの期間等についての要件がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

Q 現在、JASSOの奨学金を利用していますが、新しい給付型奨学金を受給することになったら、現在利用している奨学金はどうなりますか。

A. 現在利用している奨学金が給付型奨学金の場合は、辞退することになります。第一種奨学金(無利子)の場合は、新しい給付型奨学金の区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)に応じて、貸与を受けられる金額が制限されます。第二種奨学金(有利子)の場合は、影響されません。

Q 申込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 申込みの際には本人及び生計を維持している人(原則父母)のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーカードを持っていない人は通知カードがあるか確認しておきましょう。

information

i 詳しい情報はこちら

まずは、特設サイト
「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。



<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

下記にも詳しい情報を掲載しています。



「奨学金の制度(給付型)」
日本学生支援機構 奨学金ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

i 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金の貸与型、給付型、返還に関する相談を受け付けています。

日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話：0570-666-301(月～金、9時～20時)
※土日祝日、年末年始を除く ※通話料がかかります。

お電話の前には、まず、特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご確認ください。

奨学金の申込手続きは在学中の学校の学生課や奨学金窓口で行います。

- ・手続きのスケジュールや個別の提出書類は、在学中の学校に相談してください。
- ・マイナンバー提出については「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」(申込関係書類の封筒の中に入っています)に相談してください。

独立行政法人日本学生支援機構 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 <https://www.jasso.go.jp/>

お金の心配なく学び続けたい 学生のみなさんへ



NEW

2020年4月から新制度がスタート!

[対象] 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

授業料・入学金の
免除/減額



給付型奨学金の
支給

申請期間

2019年11月1日～30日

① 学校ごとに締切日が異なるので確認を。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校

ポイントは次頁へ▶▶



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

くわしくは特設サイトへ

「高等教育の修学支援新制度」



文部科学省

学生のみなさん!

新しい修学支援制度が始まります!

経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、2020年4月から授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲のある学生のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

▶ 既にJASSOの給付型奨学金を受けている人へ

新制度に切り替えることができるので、条件や手続きを調べてみましょう

▶ 貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人へ

新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります

▶ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人へ

支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

主なスケジュール

2019年度に既に大学等に在学中の人が、2020年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおり

2019年10月	準備	学生	文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳細や自分が対象になりそうかを確認し、学校から申込書類をもらいましょう。
11月	申込み	学生	学校に必要な書類を提出し、インターネットで申し込みます。また、マイナンバーをJASSOに提出します。
2020年3月～	推薦	学校	学年末に学業成績などを確認のうえ、JASSOに推薦します。
4月～	支援開始	JASSO	選考結果を通知したうえで対象者に文給を開始します。

① 今回の申込みでは、各学校の最高学年に在籍している方は申し込むことができません。申込期間は学校により異なることがありますので、2019年10月以降に在学中の学校に確認してください。

NEW ① より多くの人々が支援を受けられるようになります

収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくてもその3分の2または3分の1の支援を受けることができます。また、高等学校や大学ごとの推薦枠もありません。

世帯収入や資産の要件を満たしていること
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

学ぶ意欲がある学生
学業成績、学修計画書等により確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

修得単位数が標準の2分の1以下など学業不振の場合には、支援が打ち切られます。また、さらに学業不振が著しい場合には、奨学金の返還等が必要となる場合があります。

① 国や地方公共団体から確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在籍している人が申し込むことができます。

NEW ② 授業料・入学金のサポートも受けられます

新しい給付型奨学金の対象者は、大学等へ申請することにより、最大で年間約70万円の授業料の免除・減額を受けることができます。

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

① 2年次以降から支援を受ける人は「入学金」の免除・減額は受けられません。



NEW ③ 給付型奨学金の支援額が増えます

給付型奨学金の支給月額

(住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の場合)

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
大学・短期大学・専門学校	29,200円(33,300円)	38,300円(42,500円)	66,700円	75,800円
	17,500円(25,800円)	26,700円(35,000円)	34,200円	43,300円



① 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

NEW ④ 世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります

例 4人家族(本人(19~22歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・高校生)で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)

年収の目安	上限額		新たに拡大した支援対象	
	給付型奨学金 約91万円	授業料減免 約70万円	上限額の2/3 約61万円	上限額の1/3 約30万円 約23万円
295万円未満 住民税非課税世帯 (第Ⅰ区分)			395万円未満 (第Ⅱ区分)	461万円未満 (第Ⅲ区分)

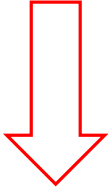
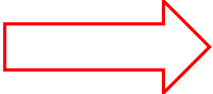
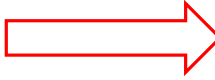
支援の区分は世帯構成や年収などで異なります



どのくらいの支援が受けられるか、JASSOのWEBサイトで調べてみよう。

新たな給付奨学金制度（申込み手続き等）

提出が必要な書類及び手続

- ○大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)
 - ○給付奨学金確認書(入力準備用紙も持参) 
 - ○スカラネット入力  インターネットで各自申し込み
 - ○マイナンバー提出書  日本学生支援機構へ郵送
- 11月1日から 農17日 工18日まで(期限厳守)

全員提出

A様式1

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

東京農工大学長 殿

年 月 日

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

- 申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
 - ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、東京農工大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が東京農工大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
 - ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。
- ※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学 年	昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月 ~ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。		ある ・ ない	
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となれば受付番号)】			
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となれば奨学生番号)】		空欄で良い		

原則提出不要

(別紙1)

申請者	国籍等	日本国 ・ 日本国以外	
	在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答) 永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
		期限在留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答) (西暦) 年 月
	日本に永住する意思	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし	
在学・履歴情報 (通っていた進学前の高等学校等のうち最初に卒業した学校について) ※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。			
学校名 (出身学校名)			
卒業年月		年 月	
あなたは、本学の1年次に入学しましたか。(編入学又は転学により本校の2年次以上に入學した場合は「いいえ」を選んでください。現在、専攻科に在学している場合は、「いいえ」を選んでください。) はい ・ いいえ			
(上記「いいえ」と答えた人のみ回答) 本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入學)する前に在学していた学校へ入學した年月(本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、本科に入學した年月) (西暦) 年 月 本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入學)する前に在学していた学校に在籍していた最終年月(本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、本科に入學した年月) (西暦) 年 月			
本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入學)する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ありますか。(本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、別の学校にも在学していたことがあれば、「はい」を選んでください。) はい ・ いいえ (※) 「はい」と答えた人は、別紙2をあわせて提出してください。			

(別紙2)

編入学・転学の履歴

本校に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高专、専門学校）が2つ以上ある場合は、本紙を提出してください。

○ 編入学・転学とは、ある学校から別の学校の2年次以上に入学する場合をいいます。

※ 例えば、ある大学の1年次を修了した後、別の大学の2年次に入学する場合はこれに該当します。（ただし、ある大学の1年次を修了した後、1年以上を経過して、別の大学の2年次に入学した場合は、含まれません。）

※ 別の学校の1年次に再入学するものは含みません。

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	入学年月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
2つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
3つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
4つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
5つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月

編入・転学前に2校以上在学している場合

■ これまでの授業料免除申請も引き続き必要です。

(申請要領は1月中旬頃配付予定)

新たな給付奨学金申込み手続き等

<給付奨学金確認書の確認ポイント>

スカラネット入力準備用紙も 持参のこと

		提出年月日	
		年	月 日
申込者本人	学校名	学部・課程・分野	学科・専攻
	学籍番号	電話番号	
	氏名 フリガナ	現住所	〒
漢字	印	生年月日	昭和・平成 年 月 日
			性別(任意) 男・女
国籍又は在留資格 [該当を○で囲む]		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※ d~fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)	

a~fの国籍又は在留資格の人のみ申込資格があります。b~fの人には申込可能な在留資格であることの証明書を提出するようご指導ください(国籍、在留資格の詳細はスライドPage.4「2. 支援対象者の要件(その他の基準)」(2) 在留資格等の確認を参照してください)。

申込時点で在留期間が経過している場合でも、延長申請中であれば申込可能です(延長申請中の書類(コピー)を提出する必要があります)。

ここで記入した生計維持者と、スカラネットで入力及びマイナンバー提出書に記載の人物は、同じでなければなりません(記入は、生計維持者又は申込者本人のいずれが行っても構いません)。

<留意事項>

- 生計維持者は原則、父母の2名です。「親権者」と「生計維持者」が同じ人の場合でも、必ずそれぞれの欄に記入する必要があります。
- 生計維持者が申込者本人と同じ(独立生計者)場合でも、必ず「申込者本人」欄、「生計維持者」欄にそれぞれ記入する必要があります。「本人との続柄」欄については、「本人」と記入するようご指導ください。
- 生計維持者が1名となる場合は、「生計維持者2」の欄は記入は不要です。

学生の家庭状況により、生計維持者は異なります。

入力準備用紙も持参のこと

親権者欄は、それぞれの親権者自身が署名・押印する必要があります。

生計維持者	氏名	生年月日	本人との続柄
1	現住所	〒	
2	氏名	生年月日	本人との続柄
	現住所	〒	
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)	

本人が未成年者の場合			
本人が未成年者の場合には、親権者(民法で定める親権者のことで通常は両親(いずれかがいないときは一人)が上記本人の奨学金申込みに同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。)			
親権者又は未成年後見人	1	氏名	印 生年月日 本人との続柄
		現住所	〒
2	氏名	印 生年月日	本人との続柄
	現住所	〒	

■ スカラネットからの申し込み後

1週間以内に日本学生 支援機構へ郵送

見本 [令和2年度給付奨学金 申込用]

「マイナンバー提出書」のセット

(内容) ・「マイナンバー提出書」
・「【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法」
・「提出用封筒」

スカラネット(インターネット)で奨学金を申し込んだ後、「マイナンバー提出書」
によりマイナンバーを提出(郵送)してください。
過去に奨学金の申込み等においてマイナンバーを提出したことがある場合も、
合付奨学金に申し込む方は**全員提出する必要があります**。

- ① スカラネット(インターネット)入力
 - この中の「マイナンバー提出書」に印字されている「申込ID」と「パスワード」を使って、スカラネットにより、奨学金を申し込んでください。
 - 学校から配付される「識別番号(ユーザID・パスワード)」の入力も必要です。
 - 入力完了後に表示される「受付番号」を「マイナンバー提出書」に記入してください。

↓

- ② マイナンバーの提出(郵送)
 - 奨学金申込者本人(学生・生徒)と生計維持者のマイナンバーを提出してください。
 - 同封されている「提出用封筒(黄色)」を使用して、郵便局の窓口から、簡易書留により郵送してください。

マイナンバーの提出期限	スカラネットで奨学金を申し込んだ後 《1週間以内》
-------------	------------------------------

まばたく翼、ささえる掌 Catching Dreams - You! Supporting Hands - JASSO!

独立行政法人
日本学生支援機構

新たな給付奨学金申込み手続き等

1. 「新たな給付奨学金」(在学予約採用)の申込～採用の流れ

(1) スカラネットから申込み(11月1日～11月30日)

○ 学校担当者の指導・事務

(1) 提出書類の指導

- ★奨学金案内等必要書類を配付
- ※10月中旬奨学金案内等送付予定
(JASSOホームページに案内を掲載済)

(3) 提出書類の確認、 識別番号の交付

- ★提出書類をすべてそろえた学生・
生徒に対し、識別番号(ID・PW)
を交付

給付奨学金確認書、スカラネット入力、マイナンバー提出書に記入する生計維持者(原則父母)は、全て同じ人を記入するようご指導をお願いします。
スカラネットの入力内容やマイナンバー提出書類に不備がある場合は、本人又は学校を通じて不備照会を行うことがあります。

○ 学生・生徒が行う手続き

(2) 提出書類の準備・提出

提出書類	提出先	
	学校	学校→機構
給付奨学金確認書(全員)	○	
2019年度 課税証明書(該当者のみ)		○
在留資格・在留期間を確認する書類(該当者のみ)		○
施設等在籍証明書等(該当者のみ)		○

- ★奨学金案内に挟み込まれている給付奨学金確認書に必要事項を記入して提出

(4) スカラネット入力(申込)

- ★奨学金案内に挟み込まれているスカラネット入力準備用紙にあらかじめ必要事項を記入

(5) マイナンバー関係書類の提出

- ★スカラネット申込から1週間以内にマイナンバーを提出
- ★関係書類は、学生等が機構の指定先に所定の封筒で郵送

新たな給付奨学金申込み手続き等

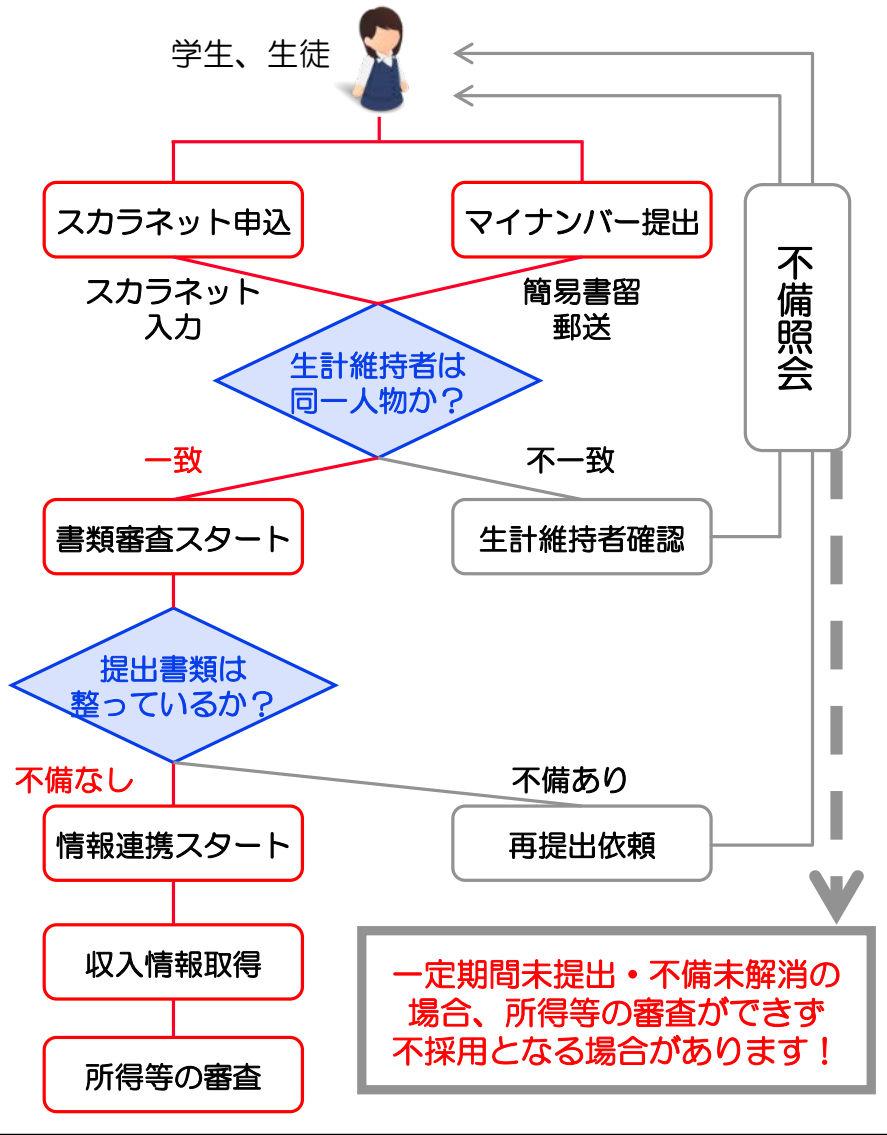
3. 申し込みに必要な書類と提出先

(1) 申込時の主な提出書類

書類	概要	提出先	
【全員が提出】 1. 「給付奨学金確認書」	機構の諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類 ※現在給付奨学金を受給している人が新しい給付奨学生に採用されたときは、 現在受給している給付奨学金を辞退することを承諾 する旨記載あり。 ※第一種奨学金を利用している人が新しい給付奨学生に採用されたときは、 貸与額が調整されることを承諾 する旨記載あり。	在学している学校 (学校保管)	
【該当者のみ】 2. 申込者本人 の 「2019年度 課税証明書」 (コピー可)	申込者本人の2018年分(平成30年1月～12月)の1年間の所得が以下に該当する場合のみ提出 (未成年の場合) 125万円(額面の収入約200万円)を超える人 (成年の場合) 35万円(額面の収入約100万円)を超える人	在学している学校 (学校でまとめて機構に提出)	
【該当者のみ】 3. 「在留カード」(コピー可) 「住民票の写し」(原本)等	外国籍の人のみ提出が必要 申込資格を満たしている証明書類		
【該当者のみ】 4. 「施設等在籍証明書」(施設長発行) 「児童(里親)委託書」 } (児童相談 「措置解除決定通知書」 } 所発行) 等	18歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類 ※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。		
【全員】 5. マイナンバー	5-1. マイナンバー提出書	機構の指定先 (専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により学生等が直接郵送)	
	5-2. 番号確認書類		申込者本人及び生計維持者の マイナンバーが記載された書類
	5-3. 身元確認書類		申込者本人の身分証明書類

新たな給付奨学金申込み手続き等

マイナンバーを利用した情報連携の流れ



⚠ 留意事項

- 書類の審査、情報連携それぞれの処理に一定の時間を要します。スカラネット入力の生計維持者とマイナンバー提出書に記載の生計維持者が一致するようご指導ください。また、マイナンバー提出書、番号確認書類、身元確認書類に不足や不備がないか簡易書留送付前に十分確認するようご指導ください。
- 申込みデータの修正や、不備・不足書類の再提出・追加提出が必要となり、一定期間経過後も「未提出」、「不備未解消」等により不備のないマイナンバーの提出が完了しない場合、期限内に所得等の審査ができないことがあります。学校においてマイナンバー提出期限に留意するよう周知をお願いします。

主な不備の事例

【生計維持者不一致】

- マイナンバー提出書類に父母を記入しているが、スカラネット申込では生計維持者を「父」のみとして入力
 - スカラネット申込では父母を入力しているが、母は専業主婦で無収入のため、マイナンバー提出書類では父と同居している収入のある兄を記入
- ⇒専業主婦で無収入の場合でも、原則父母が生計維持者

【マイナンバー提出書類の不備】

- 生計維持者の番号確認書類が添付されていない
- マイナンバー提出書に書かれている内容とスカラネットに入力された内容に相違がある（生年月日等）

4. 世帯人員・生計維持者の確認

(1) 世帯人員の考え方

世帯人員（同一世帯の人）とは、同居別居に関わらず、**申込者本人と生計が同じ人**です。

同一世帯に含まれる人
①勤務地の関係（単身赴任・出稼ぎ等）で別居している父（母）
②専業主婦（主夫）で無収入の母（父）
③通学や病気療養のために一時的に別居している人
④「②の生計維持者」に扶養されている祖父母等

(2) 生計維持者の考え方

生計維持者 → 原則 **父と母(2名)**

以下に該当する場合は、生計維持者は**1名**とします。

- 死別・離婚等により申込者本人が父又は母と別生計となっている 等 （生計維持者）
・・・父母いずれか1名
- 父母と死別等により申込者本人が祖父母等親族から経済的支援を受けている 等 ・・・父母以外1名
- 申込者が社会的養護を必要とする 等 ・・・申込者本人

5.収入状況の確認

(1) 生計維持者が海外に居住している場合

給付奨学金では、申込者本人及び生計維持者の課税標準額をもとに選考を行いますが、海外赴任等により日本で住民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。

そのため、機構のホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出していただく必要があります。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoju.html>

【①2019年1月1日時点で、日本国内に住民票がない生計維持者がいる場合】

2019年度（2018年1月～12月分）に日本で住民税が課税されていないため、機構のホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出します。

【②海外赴任等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合】

機構のホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出します。

（①に該当する場合は、必要書類として「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を添付します。）

新たな給付奨学金申込み手続き等

(2) 申込者本人に所得がある場合

給付奨学金では、2019年1月1日現在で申込者本人に住民税が課せられている場合、申込者本人の所得も申告する必要があります。

申込者本人の状況	2018年1～12月までの 1年間の所得	提出書類	発行元
未成年	市町村民税が課税されている (所得125万円を超える)	2019年度 課税証明書(コピー可) ※市町村民税が課税されていない(所得125万円 (額面の収入約200万円)以下)人は提出不要	市区町村役場
成年	市町村民税が課税されている (所得35万円を超える)	2019年度 課税証明書(コピー可) ※市町村民税が課税されていない(所得35万円 (額面の収入約100万円)以下)人は提出不要	



課税証明書の注意点

課税証明書には、以下の項目が記載されていることが必要です。

- 1.課税標準額
- 2.調整控除額
- 3.税額調整額
- 4.扶養親族数
- 5.控除等に係る本人該当区分
- 6.合計所得金額
- 7.総所得金額等

6. 自宅・自宅外通学の確認



貸与奨学金とは自宅・自宅外の考え方が異なりますのでご注意ください。

自宅通学とは、学生等が生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます。

「自宅外通学」を選択した場合、自宅外通学であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が**毎年度必要**です（現況届・在籍報告提出時）。

※自宅通学・自宅外通学により支給金額が変わります。

自宅外通学であることの要件（次のいずれかに該当していることが必要）

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

※上表「オ」に該当する場合、自宅通学による学業継続への支障の有無等については、スカラネット画面での申告が必要

8. 進級後の手続き

採用決定・書類発送の流れ

推薦

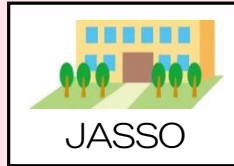
審査・採用決定

採用後の手続き



推薦

支援対象者の要件（基準）
審査



進級（2020年4月）
採用決定・奨学金振込開始

採用決定通知・誓約書等送付
（機構→学校）



「誓約書」の提出

「現況届」の提出

「誓約書」送付
（学校→機構）

進級後、インターネット
で「現況届」を提出

支給を受けている間の主な手続き

○適格認定（家計）

- ★所得要件（毎年夏頃）
マイナンバーを利用し、所得状況を確認のうえ10月からの支援区分を見直します。
- ★資産要件（毎年春頃予定）
資産に関する申告を求め、基準外の場合は、10月から1年間支給停止します。

○適格認定（学業）

- ★ 学年毎に学業状況を確認し、状況により「廃止」又は「警告」の処置を実施
- ★ 1年制又は2年制の短大・専門学校及び高等専門学校については、毎年2回、適格認定（学業）を行います。

○在籍報告（毎年：複数回）

定期的にインターネットを通じて在籍状況や通学状況等の申告が必要となります。実施時期等は学校を通じて案内しますので、その際は期限までに手続きを行ってください。

※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、止まったりする可能性があります。

9. スカラネット入力

(1) 奨学金利用情報

給付奨学金確認書の提出

確認書

あなた(あなたが未成年(20歳未満)の場合は、あなたと親権者または未成年後見人)は、「給付奨学金確認書」について、記載内容を確認のうえ、署名・押印して学校へ提出しましたか。

なお、「給付奨学金確認書」は、次の事項についても承諾する内容となっています。

※ 現在、日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受けている人は、本申込みにより新たな給付奨学金の支給を受けることとなった場合、現在受けている給付奨学金を辞退することになります。

※ 現在、第一種奨学金の貸与を受けている人は、本申込みにより給付奨学金に採用された場合、給付奨学金の支給月額及び授業料の減免額に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整(減額または増額)される場合があります。調整の結果、借入金額が増となる場合は別途届出が必要になります。また、調整後の貸与月額につき選択が可能な場合においては、調整前の貸与月額と同額以下の貸与月額に調整されます。

- 提出しました。
- 提出していません。

下の「規定等を表示」ボタンを押して規定等を確認し、了承する場合のみ、申込みを行ってください。

規定等を表示

了承します

「給付奨学金確認書」を提出していない学生は、**申込みすることができません。**

学生本人、親権者(学生が未成年の場合)の署名・押印に加え、新たな給付奨学金の申込みでは、国籍に関する事項、生計維持者に関する事項の記入が必要です。

国籍が日本国以外の学生については、「給付奨学金確認書」に併せて申込資格をみたしている証明書の提出をご指導いただき、支援対象となる在留資格が確認のうえID・PWを交付してください。

現奨学生番号入力

現奨学生番号入力

現在、日本学生支援機構の給付奨学金(原則、返還不要)を受けていますか。

はい いいえ

現在、日本学生支援機構の貸与奨学金(第一種・第二種)(原則、要返還)を受けていますか。

はい いいえ

上のいずれかの設問で「はい」を選択した人は、現在受けている奨学金の奨学生番号をすべて記入し、下の「次へ」ボタンを押してください。奨学生でない場合は、そのまま下の「次へ」ボタンを押してください。

※ 現在、第一種奨学金を利用している人が新しい給付奨学金を受給する場合は、貸与額が調整されます。

半角数字

奨学生番号1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除	追加
奨学生番号2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除	追加
奨学生番号3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除	追加

(例: 6020099999)

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

現在日本学生支援機構の奨学金を利用している学生は奨学生番号を正しく入力するようご指導ください。

正しい奨学生番号が入力されていない場合、新たな給付奨学金採用後に遡って第一種奨学金の月額の返金等が生じる場合がありますので、ご留意ください。

新たな給付奨学金申込み手続き等

(2) あなたの情報

B-誓約欄

誓約日 誓約日はスカラネット入力日となります。 令和 年 月 日 半角数字

漢字氏名(全角)

国籍

日本国 日本国以外

国籍が「日本国以外」の場合、在留資格を選択してください。

※ 国籍が「日本国以外」を選んだ人は、在留資格証明書を学校へ提出する必要があります。

在留資格 半角数字

在留期限 西暦 年 月 日

在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。

はい いいえ

外国籍の人は申込資格に制限があります。必ず申込資格を満たした
在留資格であるかを確認するようご指導ください。

また、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の人は、
在留期間の満了日を入力していただきます。

なお、在留資格が「定住者」で日本に永住する意思がない人は支
援対象とはなりません。

在留資格の詳細については、スライドPage4「2. 支援対象者の
要件（その他の基準）」(2) 在留資格等の確認を参照してくだ
さい。

C-あなたの個人情報

1.あなたのお名前は 奨学 太郎 さんですね。

2.あなたの性別を選択してください。(任意)

6.あなたは、2020年4月以降、以下の支援を受ける予定がありますか。(イローワークや役所からあなた本人
が受けている給付金があれば、次に該当するものがないか、必ず確認してください。)

※ 2020年4月以降、以下の国費による支援を受けている期間は、日本学生支援機構の給付奨学金の額
は0円となります。

- ・ 教育訓練支援給付【雇用保険法】
- ・ 訓練延長給付、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当【雇用保険法】
- ・ 職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・ 高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親を対象とする給付金)【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・ 職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

支援を受ける予定はない。

支援を受ける予定である。… 受給予定期間 年 月 ~ 年 月

[国費の一覧表\(文部科学省ホームページへリンク\)\(PDF\)](#)

※申請漏れの場合、給付奨学金の全額返金を求めることがあります。

上記の国費による支援については、国の法令に基づく給付的措置
であり、支援の趣旨目的や支援対象が重複する事業を整理するた
め、新たな給付奨学金との併給が制限されます。

なお、上記の国費による支援を受けている場合、新たな給付奨学
金は支給されませんが、授業料等減免は受けることができます。

新たな給付奨学金申込み手続き等

(3) 在学・履歴情報 (大学等の場合)

D-あなたの在学情報

(現在通っている学校について入力してください。)

1. 学校

(1) あなたの学校名を確認してください。

学生支援大学

(2) あなたの学籍番号を記入してください。

半角英数字記号

(3) あなたの在学している学部(科)名を選択してください。

未選択

(4) あなたは専攻科に在学していますか。

はい いいえ

(5) あなたの現在の学年を記入してください。

半角数字

学年

(6) あなたの昼夜間課程を選択してください。

通学課程・昼間(昼夜間講義含む) 通学課程・夜間 通信教育課程

(7) 現在通っている学校への入学について、次の①～③のうち該当するものを選択し、入学年月等を記入してください。

① 現在通っている学校の1年次に入学した。

→入学した年月:

西暦(4桁) 年 月

② 現在通っている学校の2年次以上の学年(課程)に、他の学校から編入学又は転学した。
(以下3つの年月を全て記入してください。)

→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月:

西暦(4桁) 年 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月:

西暦(4桁) 年 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学した年月:

西暦(4桁) 年 月

③ 現在通っている学校の2年次以上の学年(課程)に、他の学校から編入学又は転学した(編入学又は転学の前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある。
(以下5つの年月を全て記入してください。))

【1回目の編入学】

→2回目の学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月:

西暦(4桁) 年 月

→2回目の学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月:

西暦(4桁) 年 月

→2回目の学校へ編入学又は転学した年月:

西暦(4桁) 年 月

【2回目の編入学】

→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月:

西暦(4桁) 年 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学した年月:

西暦(4桁) 年 月

1年以内

1年以内

1年以内

実質学年を正しく入力してください。

(例)

- ・2年次病気により休学のため3年次へ進級できなかった場合→2学年
- ・今年度3年次に編入学した場合→3学年



原級留置制度を持たない学校において、休学事由により卒業が延期するが、休学期間中も学年が進行する場合は、進行した学年ではなく現に履修している実質の学年になります。

2017年 1年次入学
 2018年 2年次休学
 2019年 3年次進級(実質2年次)→2学年
 2020年 4年次進級予定(実質3年次)
 2021年 4年次再履修予定(実質4年次)

現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、**編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日を基準に**国内高等学校等卒業からの経過年数により支援対象となるか判定します。

なお、この場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後**1年以内**に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。

(例) 2015年3月に高等学校等を卒業
 →2017年度末までにA短期大学へ入学し、A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ3年次に編入学した人が支援対象

卒業年月の属する年度の翌年度末

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
3月卒業	4月入学	4月	4月	4月
=	○	○	○	×
卒業年月の属する年度	← 2年以内に入学 →			申込資格なし
高等学校卒業	A短期大学1年	A短期大学2年	B大学編入	

新たな給付奨学金申込み手続き等

(8) あなたの正規の卒業予定年月を記入してください。

半角数字
西暦(4桁) 年 月 卒業(予定)

(9) あなたの正規の修業年限を記入してください。

※ 例えば、4年制の学校(課程)であれば、4年のヵ月としてください。

半角数字
年 ヵ月

(10) あなたが2020年4月進級時に通学するキャンパスのある住所を入力してください。

※ 郵便番号を入力して「住所検索」ボタンを押しても住所が自動入力されない場合は、郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。

半角数字
(郵便番号) -

住所1(自動入力) 郵便番号未入力

住所2(番地以降) 全角文字

(11) あなたが2020年4月進級時の通学は、自宅(実家)または自宅外(アパート、寮など)のいずれを予定していますか。

※ 児童養護施設等や里親等のもとから通学する場合は「自宅」を選択してください。

自宅 自宅外

上記で「自宅外」通学を予定していると答えた人にお聞きます。
「自宅外」が適用される要件は、次のとおりです。あなたが該当するもの全てを選択してください。
いずれにも該当しない場合は、「自宅」を選択し直してください。

- ①実家(生計維持者いずれもの住所)から学校までの通学距離が片道60キロメートル以上
- ②実家から学校までの通学時間が片道120分以上
- ③通学費が月1万円以上
- ④通学時間が片道90分~120分であって、通学時間帯1時間以内に利用できる交通機関の運行回数が1回以内
- ⑤上記①~④に当てはまらないが、やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が困難

上記で「⑤やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が困難」と答えた人は、自宅(実家)から通学した場合、学業継続に支障が生じますか。

支障が生じる 支障が生じない

上記で「支障が生じる」と答えた人は、支障が生じる理由を以下に記入してください。

入学年月、卒業予定年月、修業年限より卒業延期が生じているか判定します。正しく入力するようにご指導ください。

現在通学しているキャンパスではなく、**2020年進級時の通学予定キャンパス**を入力してください。

自宅外通学を選択した場合でも、進級後に提出していただく現況届において①~⑤に当てはまらないと判断された場合は、**自宅通学と認定されます。**

「支障が生じる」を選択した場合、必ず支障が生じる理由を入力する必要があります。

また、「支障が生じない」を選択した場合は、「自宅外」を選択できません。

高等学校卒業後に専修学校高等課程などに進学・卒業した場合、「あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月」は専修学校高等課程ではなく**高等学校の卒業年月**を入力してください。

E-あなたの履歴情報

あなたは国内の高等学校(本科)を卒業しましたか。

※ ここでいう「高等学校」には、国内の中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)又は専修学校の高等課程(修業年限が3年以上のもの)を含みます。(インターナショナルスクールや在外教育施設等は含みません。)

はい いいえ

「はい」と答えた人にお聞きます。
あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月を記入してください。

半角数字
西暦(4桁) 年 月

「いいえ」と答えた人にお聞きます。
あなたが現在通っている学校への入学前の履歴は次のうちどちらになりますか。

- 高等学校卒業程度認定試験合格者
- その他(インターナショナルスクール、在外教育施設等)

「高等学校卒業程度認定試験合格者」と答えた人にお聞きます。
あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。

半角数字
西暦(4桁) 年 月

あなたは、高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度(16歳になる年度)から高等学校卒業程度認定試験合格者となった年度まで5年を経過していますが、5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していましたか。

はい いいえ

「その他」と答えた人にお聞きます。
あなたが卒業又は修了した「その他」の学校名(正式名称)とその学校を卒業又は修了した年月を記入してください。

半角数字
西暦(4桁) 年 月

「高等学校卒業等認定試験合格者」のうち、認定試験合格年月日が20歳となる誕生日の属する年度を経過している人で、経過後も毎年受験していない人は支援対象外となるため、申込資格がありません。

申込資格については第I章Page.5~8「3.支援対象の要件」(3)その他の基準を参照してください。



「自宅通学」とは、学生が生計維持者(父母等)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことをいいます。

新たな給付奨学金申込み手続き等

(4) 家族情報

G- あなたの家族情報

あなた自身の状況について記入してください。

1. 社会的養護について

(1) あなたは18歳となるまで、(2)のいずれかに該当していましたか。

はい いいえ

(2) 「はい」と答えた人は、あてはまるものを選択してください。

- 児童養護施設に入所していた
- 児童自立支援施設に入所していた
- 児童心理治療施設に入所していた
- 自立援助ホームに入所していた
- 里親に養育されていた
- ファミリーホームで養育されていた

2. あなた自身は前年(1月～12月)の所得により住民税を課税されましたか。

(注)あなた自身の所得の合計額が125万円(額面の収入で200万円程度)を超える場合(2019年1月1日現在で成人している者は所得合計額が95万円(額面の収入で100万円程度)を超える場合は)は住民税を課税されます。

(注)「はい」と答えた人は、課税証明書の提出が必要です。

はい いいえ

あなたの家族について記入してください。

3. 同一生計の世帯人員(あなたを含む)の人数を記入してください。

半角数字
 人

4. 生計維持者(原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持する人)について記入してください。

1.(1)で「はい」と回答した人については、生計維持者について記入する必要はありません。

※父母がいる場合は、収入の有無に関わらず必ず父母ともに生計維持者として入力が必要ですが(離婚等により完全に別生計の人を除く)。

(1)あなたの生計維持者の人数を記入してください。

半角数字
 人

ここで入力する生計維持者は、給付奨学金確認書及びマイナンバー提出書に記載する人と同じ人でなければなりません(スライドPage.14<給付奨学金確認書の確認ポイント>参照)。

特にスカラネット申込時に入力した生計維持者とマイナンバー提出書記載の人物が一致しない場合は、学校を通して照会をさせていただきます。

1.(1)で「はい」を選択した人は、(2)の施設に入所していた、又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類の提出が必要です。

(証明書類の例)

施設等在籍証明書(施設長発行)、児童(里親)委託証明書(児童相談所発行)、措置解除決定通知書(児童相談所発行)等

※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。

マイナンバーの提出について、「これから準備する」を選択した人は、申込完了後1週間以内に郵送できるよう速やかに準備をするようご指導ください。また、「その他」を選択した人については、所定の書類を学校経由で機構にご郵送ください。

生活扶助の受給については、生活保護決定(変更)通知で確認することができます。

(2) 生計維持者①

(a) あなたから見た続柄 祖父

(b) 生計維持者①の氏名

姓	名
漢字(全角漢字) 高校	
カナ(全角カナ) コウコウ	

(c) 生計維持者①の生年月日 半角数字
(和暦) 未選択 年 月 日生

(d) 生計維持者①のマイナンバーを機構に提出する準備までできていますか。
 (注1)「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
 (注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
 提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

準備できている
 これから準備する
 その他

(e) 生計維持者①は2019年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
 はい いいえ

(f) (e)で「はい」と答えた人は、生活保護のうち、生活扶助を受けていましたか。
 はい いいえ

(g) 生計維持者①は2019年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。
 はい いいえ

生活保護決定(変更)通知書(見本)

※生活保護の証明書は各自治体により様式が異なります。

様式第 号(第 条関係)

年 月 日

様 福祉事務局長

生活保護法による保護決定(変更)通知書

生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合 計	本人支払額
月分支給・追給額						
月分支給・追給額						
月分支給・追給額						
一時扶助の内訳(再掲)						
生	活	住	宅	教	育	介
						護
						医
						療
						出
						産
						生
						業
						葬
						祭

別途送金額 施設事務費

介護扶助自己負担月額 円(事業者名)
 円(事業者名)

新たな給付奨学金申込み手続き等

「G-あなたの家族情報」にて生計維持者を父母（2名）としていない場合、入力内容により以下の設問が表示されます。

◆ 一人親家庭

<父又は母の**いずれかのみ**を生計維持者としている場合に表示>

7.父又は母の**いずれかのみ**を「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 父又は母と死別した。
- 父母の離婚等により、父母**いずれか**とわたし(本人)は別生計である。
※「離婚等」には、離婚調停中、DVIによる別居中、又は未婚の場合なども含まれます。
- 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- その他

◆ 父母以外

<父**以外**の人を生計維持者としている場合に表示>

7.生計維持者の父**以外**の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。(複数選択可)

- 両親(父母)と死別した。
- 両親(父母)が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- わたし(本人)は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている(納税手続きにおいて、わたしの夫(妻)の扶養に入っている。)
- その他

◆ 申込者本人

<申込者**本人**を生計維持者(独立生計者)としている場合に表示>

7.生計維持者はあなた自身(独立生計者)と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 両親(父母)と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
- 父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
- わたし(本人)は結婚しており、配偶者等を扶養している。
- その他

申告いただいた内容について、後日確認させていただく場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

- はい
- いいえ

◆ <共通>一人親家庭・父母以外

必要に応じて、上記の事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

- はい
- いいえ

事象	証明書類(例)
父又は母の いずれかのみ を「生計維持者」としている場合【共通】	・課税証明書(寡婦(夫)控除の適用が分かるもの) ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本 ・住民票(死亡日記載あり)
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本 及び ・課税証明書(配偶者控除の適用が分かるもの)
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)

生計維持者は、原則父母（2名です）

生計維持者を父母（2名）としていない理由が、父母の単なる不仲による別居を事由とする別生計であることは認められません。

また、父又は母が専業主夫（婦）のため無収入である場合も、生計維持者として入力、マイナンバーの提出が必要となり、マイナンバーによる情報連携により無収入（収入金額0円）であるという収入情報を取得することにより、家計基準の審査を行います。

Ⅲ 制度の周知等について

3. 進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション」では、新しい給付奨学金制度の対象になるかどうかを調べることができます。

◆ 給付奨学金シミュレーション（学生向け）

いくつかの質問に答えることで、給付奨学金を受けることができる年収の目安を簡単に知ることができます。

◆ 給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

世帯の年収等を答えることで、給付奨学金を受けることができるかを詳細に知ることができます。

ご利用にあたって不明な点や詳しい利用方法については、機構のホームページ掲載「給付奨学金シミュレーションかんたんガイド（学生向け）」「給付奨学金シミュレーションご利用の手引き」をご覧ください。

※**貸与奨学金のシミュレーション**も行うことができます。

